

墓地経営許可申請に必要な書類(法人墓地)

1. 事前協議時に提出する書類(条例第4条関係)

- (1) 墓地等(経営・変更)計画協議書(様式第1号)
- (2) 墓地等の区域の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (3) 墓地等の区域の自己所有に関する書類
- (4) 申請地及び隣接地の公図
- (5) 他法令の許可等について、所轄機関の手続等を記入した書類
- (6) 墓地等の区域の現況写真
- (7) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類
- (8) 付近見取図

① 墓地又は納骨堂の場合にあつては、墓地又は納骨堂の区域の周囲200メートル以内の付近見取図(墓地又は納骨堂の区域及び当該区域の境界線からの水平距離が、100メートル以内の区域を記すること。)

② 火葬場の場合にあつては、火葬場の区域の周囲300メートル以内の付近見取図(火葬場の区域及び当該区域の境界線からの水平距離が、200メートル以内の区域を記すること。)

(9) 図面

① 墓地の場合にあつては、区域を明らかにした図面、墳墓の区画図並びに構造設備の平面図(管理事務所、便所及び合葬墓にあつては、2面以上の立面図を含む。)

② 納骨堂又は火葬場の場合にあつては、建物及びその構造設備の平面図、2面以上の立面図及び配置図

(10) その他書類

① 宗教法人又は公益法人の場合にあつては、次に掲げる書類

- 1) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第12条第1項に規定する規則の写し又は公益法人の定款の写し
- 2) 法人の登記事項証明書(履歴事項証明書に限る。)
- 3) 墓地等の管理運営に関する規則等の写し
- 4) 墓地等の経営に係る収入及び支出を記載した10年間の収支予算書
- 5) 財務目録、資金計画書、貸借対照表及び収支計算書等財務に関する書類
- 6) 墓地等の経営管理のための組織体制、維持管理の方法、利用方法等に関する経営計画書
- 7) 墓地等の需要の予測を示した書類
- 8) 墓地等の用地の取得、造成等に関する資金計画書及び見積書
- 9) 墓地又は納骨堂にあつては、墓地又は納骨堂の使用希望者数が確認できる書類
- 10) 墓地又は納骨堂にあつては、墓地又は納骨堂の使用契約約款その他これに類するもの

① 認可地縁団体の場合にあつては、次に掲げる書類

- 1) 認可を受けたこと証する書類
- 2) 認可地縁団体の規約の写し
- 3) 墓地等の管理運営に関する規則等の写し

- 4) 墓地等の経営に係る収入及び支出を記載した10年間の収支予算書
 - 5) 財務目録、資金計画書、貸借対照表及び収支計算書等財務に関する書類
 - 6) 墓地等の経営管理のための組織体制、維持管理の方法、利用方法等に関する経営計画書
 - 7) 墓地等の需要の予測を示した書類
 - 8) 墓地等の用地の取得、造成等に関する資金計画書及び見積書
 - 9) 墓地又は納骨堂にあつては、墓地又は納骨堂の使用希望者数が確認できる書類
 - 10) 墓地又は納骨堂にあつては、墓地又は納骨堂の使用契約約款その他これに類するもの
- (11) 市長が必要と認める書類
- ※上記書類は、正1部、副8部を提出しなければならない。
- ※墓地等計画の変更により、上記書類に変更があるときは、速やかに訂正し、提出しなければならない。

2. 標識の設置後に提出する書類(条例第5条関係)

- (1) 標識設置届出書(様式第3号)
- (2) 標識を設置した場所を明示した図面
- (3) 標識の設置の状況及び記載内容がわかる写真

3. 説明会の開催後に提出する書類(条例第6条関係)

- (1) 説明会開催状況報告書(様式第4号)
- (2) 説明会で使用した資料
- (3) 説明会の開催について通知した書面
- (4) 説明会の開催について通知した隣接住民等及び周辺住民等名簿並びに説明会に出席した隣接住民等及び周辺住民等名簿

4. 隣接住民等との協議後に提出する書類(条例第7条関係)

- (1) 隣接住民等協議結果報告書(様式第5号)
- (2) 提示及び協議で使用した資料
- (3) 市長が必要と認める書類

5. 周辺住民等との協議後に提出する書類(条例第8条関係)

- (1) 周辺住民等協議結果報告書(様式第6号)
- (2) 協議で使用した資料
- (3) 意見申出書の写し
- (4) 市長が必要と認める書類

5. 申請時に提出する書類(条例第10条関係)

- (1) 墓地等経営許可申請書(様式第7号)
- (2) その他書類
 - ① 宗教法人又は公益法人の場合にあつては、墓地等の経営に係る意思決定をした旨を証する書類
 - ② 宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する

宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、墓地等の経営に係る意思決定をした旨を証する書類及び承認書の写し

6. 工事完了後に提出する書類(条例第19条関係)

(1) 墓地等工事完了届出書(様式第15号)